

16 特別指導第一課・特別指導第二課

保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

② 実績

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険医

近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、個別指導を実施しました。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険医

近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、監査を実施しました。

また、監査の結果に基づき、保険医療機関の指定取消、及び保険医の登録取消の処分等を行いました。

(イ) 柔道整復師

大阪府内の柔道整復師に対して、監査を実施しました。

※ 実施件数については、各府県事務所等の実績に含まれています。